



三重県公報

平成23年6月7日（火）

第 2297 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
379	クリーニング業法の規定によるクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(薬 務 食 品 室)	3
380	生活保護法の規定による出産扶助のための助産を担当する助産師の指定	(社 会 福 祉 室)	3
381	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
382	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による出産扶助のための助産を担当する助産師の指定	(同)	4
383	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
384	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 室)	4
385	同件	(同)	5
386	障害者自立支援法の規定による指定障害者支援施設の指定	(同)	5
387	障害者自立支援法の規定による指定相談支援事業者からの変更の届出	(同)	5
388	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	5
389	障害者自立支援法の規定による指定障害者支援施設からの指定の辞退	(同)	6
390	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(商 工 振 興 室)	6
391	同件	(同)	7
392	同件	(同)	7
393	同件	(同)	8
394	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建 設 業 室)	8
選 管 告 示			
69	三重県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	10
70	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	14
71	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	14
72	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	15
73	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定並びに異動及び指定の取消しの届出	(同)	15
74	政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	15
75	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	17
76	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	18
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 室)	19
	同件	(同)	20
	同件	(同)	20
	同件	(同)	20
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建 設 業 室)	20

収 用 委 公 告

土地収用法施行令に基づく公示による通知 (収 用 委 員 会) 21

特 定 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定した旨 (医 療 政 策 室) 21

正 誤

平成23年5月27日付け三重県公報第2294号 (社 会 福 祉 室) 22

同伴 (同) 22

告 示

三重県告示第 379 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 平成 23 年度クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習実施計画等
 - (1) クリーニング師研修（平成 23 年 10 月 30 日開催分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者に限る。）を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予 定 人 員
平成 23 年 7 月 24 日	三重県尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1 番町 1 号	30 人
平成 23 年 10 月 30 日	三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町 622	40 人
平成 23 年 11 月 20 日	津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）	津市島崎町 143-6	40 人

- (2) 業務従事者に対する講習（通信教育）
 - ア 受付期間
平成 23 年 10 月 1 日から同月 31 日まで
 - イ 講習の科目及びレポート課題
 - (ア) 衛生法規及び公衆衛生
 - (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - (ウ) 洗濯物の処理
 - (エ) 繊維及び繊維製品
 - ウ レポート提出締切年月日
平成 23 年 11 月 30 日

3 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000 円（特管物研修を含む場合 8,000 円）
- (2) 業務従事者に対する講習 4,500 円

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

財団法人三重県生活衛生営業指導センター
津市広明町 345-5 三浴ビル 3 階
電話 059-225-4181

三重県告示第 380 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、出産扶助のための助産を担当する助産師を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

助産師の氏名	助産所の名称	所在地	指定年月日
中井 俊	助産所中井	志摩市阿児町甲賀 4686-3	平成 23 年 5 月 16 日

三重県告示第 381 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北口 幾生	北口鍼灸整骨院	名張市梅が丘南 4 番町 172	平成 23 年 5 月 10 日

三重県告示第 382 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条(同法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定により、出産扶助のための助産を担当する助産師を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

助産師の氏名	助産所の名称	所在地	指定年月日
中井 俊	助産所中井	志摩市阿児町甲賀 4686-3	平成 23 年 5 月 16 日

三重県告示第 383 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条(同法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北口 幾生	北口鍼灸整骨院	名張市梅が丘南 4 番町 172	平成 23 年 5 月 10 日

三重県告示第 384 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410800367	特定非営利活動法人南勢子どもの発達支援センターえがお	伊勢市神田久志本町 1718 番地 16	児童デイサービス事業所えがおの木	伊勢市神田久志本町 1718 番地 16	児童デイサービス	平成 23 年 5 月 1 日
2410501296	三重県厚生事業団	津市一身田大古曾 670 番地 2	社会福祉法人三重県厚生事業団三重県いなば園プリズム	津市稲葉町 3989 番地	児童デイサービス	平成 23 年 5 月 1 日
2410300053	社会福祉法人けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町字東 452 番地 68	障害者短期入所センター鈴鹿けやき苑	鈴鹿市石薬師町字東 452 番地 68	短期入所	平成 23 年 5 月 1 日
2410200238	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	障害福祉サービス事業「ブルーミング」	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	短期入所	平成 23 年 5 月 1 日

三重県告示第 385 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2420300630	特定非営利活動法人ハッピータウン福祉サービス	鈴鹿市飯野寺家町 655 番地 1	ハッピーホーム	鈴鹿市稲生 4 丁目 4920	共同生活介護 共同生活援助	平成 23 年 6 月 1 日
2421400181	医療法人北勢会	いなべ市北勢町麻生田 1525 番地	なでしこ 3	いなべ市北勢町其原 2044 番地	共同生活介護 共同生活援助	平成 23 年 6 月 1 日

三重県告示第 386 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定しました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	施設の名 称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	施設の入所定員	指 定 年 月 日
2410200238	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3 番地 10 号	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市別名 3 丁目 3 番地 10 号	施設入所生活介護	40 名 40 名	平成 23 年 5 月 1 日

三重県告示第 387 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		変 更 年 月 日
			変更前	変更後	
2435100058	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	志摩市阿児町神明 1537-1	志摩市社協障がい者生活支援センターさつき 志摩市阿児町神明 2064-4	志摩市社会福祉協議会障がい者生活支援センターあおぞら 志摩市阿児町神明 2064-4	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 388 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2410200238	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	障害福祉サービス事業「ブルーミング」	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	短期入所	平成 23 年 4 月 30 日

三重県告示第 389 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設から指定の辞退がありました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞 退 年 月 日
2410200238	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市別名 3 丁目 3 番 10 号	旧知的障害者入所更生施設	平成 23 年 4 月 30 日

三重県告示第 390 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ大矢知店

四日市市大矢知町字下沢 979 ほか 15 筆

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車場の充足等交通に係る事項

ア 市道大矢知富田線及び市道大矢知 1 号線から店舗への右折待ち渋滞等が発生しないよう、適切な周辺経路案内等の対策を講じること。

イ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成 19 年経済産業省告示第 16 号)では、左折による出入庫が原則とされているが、出入口 A については右折出庫が可能となっているため、周辺交通の混乱を招くことがないよう敷地内の誘導を工夫すること。

ウ 市道大矢知 2 号線を横断して店舗駐車場への出入りを行うこととしているため、安全対策等について十分配慮すること。また、経路案内図に示されるとおり、当該道路が店舗駐車場への経路とならないように配慮すること。

エ 市道大矢知富田線及び市道大矢知 1 号線は通学路となっており、案内経路で 4 箇所、出入口 F で 1 箇所、車両等が横断することとなっていることから、安全対策について十分に配慮すること。

オ 店舗周辺には、大矢知幼稚園、大矢知興譲小学校、朝明中学校等があり、幼児児童生徒の通学路の一部及び日常生活の行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複しているため、来客及び業者に対して、車両にて走行する際の安全確保を十分行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音を軽減すること。

イ 夜間騒音の予測計算結果が高い値を示しているため、搬入車両の入庫作業と荷さばきは、早朝及び深夜に行わないよう業者を指導し、苦情等が発生しないようにすること。

ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には、事前に届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境保全課と協議すること。

(3) 廃棄物に係る事項

店舗敷地内から発生する廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理すること。なお、南部埋立処分場及び北部清掃工場へ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであるため、業者委託を行う場合であっても、南部埋立処分場及び北部清掃工場へ廃棄物を搬入する際には、あらかじめ四日市市生活環境課廃棄物対策室において搬入許可を受けること。

(4) その他事項

ア 土地の形質変更（土壌の掘削及び盛土）を行う面積が 3,000 m²以上となる場合は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項に基づき、「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに四日市市環境保全課に提出すること。

イ 当該出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議し、その解決をはかること。

ウ 店内に警備員を配置し、盗難等の防犯体制を整えること。

エ 近くに大矢知交番があり、届出書にあるように営業時間外は駐車場出入口をチェーン等で閉鎖するものの、午前0時までの営業であることから、犯罪行為、迷惑行為等の発生も考えられるため、防犯体制の強化を図ること。

オ 青少年育成指導室等の補導員等がパトロールの巡回の際、協力すること。

カ 開発予定地は、周知の埋蔵文化財である四方天遺跡（市遺跡番号 0496）の範囲内に含まれており、現状を変更する前に発掘調査等が必要であるため、事前協議を行うこと。

キ 周辺地域における農業関係者等の意見を踏まえ、農地転用によって農業上の土地利用に影響を及ぼすことがないよう留意すること。

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成23年6月7日から同年7月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第391号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名の変更等）に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン鈴鹿

鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番地

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成23年6月7日から同年7月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第392号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更等）に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝市番館 三重本店

桑名市大字大仲新田字屋敷前383-2ほか38筆

2 桑名市から聴取した意見

(1) 児童又は生徒の安全確保に十分対応すること。

(2) 青少年の非行防止及び事故防止に十分対応すること。

(3) 北側駐車場から西側の国道421号に出庫する車両に対して、安全確認の注意喚起を図るための交通安全対策を同駐車場出入口付近に講じること。なお、24時間営業となることから、特に夜間及び深夜の時間帯に配意したものとする。

- (4) 北側駐車場から西側の国道 421 号に出庫する車両の安全確保のため、視認性を確保するための交通安全対策を講じること。
 - (5) 北側駐車場から西側の国道 421 号に出庫する車両の安全確保のため、雑草等の管理について道路管理者と協議すること。
 - (6) 本棟店舗前駐車場から南側の国道 421 号に出庫する車両に対して、安全確認の注意喚起を図るための交通安全対策を同駐車場出入口付近に講じること。なお、24 時間営業となることから、特に夜間及び深夜の時間帯に配慮したものとすること。
 - (7) 本棟店舗前駐車場から南側の国道 421 号に出庫する車両の安全確保のため、視認性を確保するための交通安全対策を講じること。
 - (8) 周辺自治会、住民等の意見を聞くなど、地域住民の理解が得られるように対応し、万一苦情が発生した場合は、誠意をもって速やかに対処すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 6 月 7 日から同年 7 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 393 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ桑名店
桑名市大字小貝須字柳原 455 番 1
 - 2 桑名市から聴取した意見
 - (1) 歩道を児童又は生徒が通行することも考えられるので、安全の確保に留意した措置を講じること。
 - (2) ニトリ桑名店と名四食堂との間の水路上に橋を渡すことについて、桑名市農林水産課及び土木課、地元小貝須自治会長及び農家組合長並びに小貝須浜自治会長及び農家組合長の 6 者を入れて協議すること。
 - (3) 国道 23 号本線及び合流箇所での安全を確保すること。
 - (4) 駐車場入出庫時の安全確認を容易に行えるようにするため、視認性の確保を図ること。
 - (5) 歩道を通行する歩行者及び自転車に注意喚起を図る措置を講じること。
 - (6) 駐車場から国道 23 号へ出庫する車両の右折逆走を防止する措置を講じること。
 - (7) 駐車場へ入ろうとする車両が国道上に滞留することが予想される場合は、交通整理員を配置し、事故防止に努めること。
 - (8) 国道 23 号の車道と歩道の境界部に段差がなく、防護柵も十分に設置されておらず、駐車場に流入する車両と歩行者等との事故が懸念されるため、ガードレール又は縁石を設置する等の事故防止措置を道路管理者と協議すること。
 - (9) 周辺自治会、住民等の意見を聞くなど、地域住民の理解が得られるように対応し、万一苦情が発生した場合は、誠意をもって速やかに対処すること。
 - 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 6 月 7 日から同年 7 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 394 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年三重県規則第 84 号)第 4 条第 1 項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等を、次のとおり告示し、平成 23 年 6 月 7 日から適用し

ます。

なお、有効期限が平成 26 年 5 月 31 日までの競争入札参加者の資格を既に有している者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 4 号に規定する調達契約

2 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとします。

3 提出書類

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「規則」といいます。）第 4 条第 2 項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

ア 登記事項証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

ウ 建設業許可証明書（写し可）

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限りします。）

オ 印鑑証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

キ その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

ア 身分証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

ウ 建設業許可証明書（写し可）

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限りします。）

オ 印鑑（登録）証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

キ その他知事が必要と認めた書類

4 受付場所

郵便番号 514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業室

電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

5 提出方法

持参によります。

6 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

また、通貨は日本国通貨に限りします。

7 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

(3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第

27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の 1 年 7 月前の日以後で最新のものに限ります。）を受けていること。

- (5) 入札（見積り）、契約等に関する権限を、支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

8 入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

- (1) 入札参加資格者名簿の有効期間

入札参加資格認定の日から平成 26 年 5 月 31 日までとします。

- (2) 変更の届出

規則第 5 条の規定によります。

- (3) 入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続

規則第 4 条第 2 項の申請書を同条第 4 項に定める時期に申請する必要があります。

9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 69 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成23年4月10日執行 三重県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,748,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	所属党派	無所属	期間	平成23年2月13日から	第1回分
出納責任者氏名	小倉 昌行				平成23年4月22日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,794,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	家屋費	2,855,610
自由民主党三重県支部連合会	政党	8,000,000	選挙事務所費	2,638,940
ak維新の会	政治団体	3,279,000	集会会場費	216,670
			通信費	52,406
			交通費	47,280
			印刷費	1,879,530
			広告費	4,909,440
			文具費	415,490
			食糧費	239,869
			休泊費	0
			雑費	217,401
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		13,279,000	今回計	12,411,026
前回計		0	前回計	0
総 計		13,279,000	総 計	12,411,026

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	857,600 円
	ポスターの作成	910,000 円
	計	1,767,600 円

報告書受理年月日	平成23年4月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成23年4月10日執行 三重県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,748,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田 直久	所属党派	無所属	期間	平成23年2月27日から	第1回分
出納責任者氏名	村田 隆太				平成23年4月25日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	765,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	2,489,991
松田直久後援会	政治団体	11,000,000 円	選挙事務所費	1,592,662
			集会会場費	897,329
			通信費	773,497
			交通費	381,793
			印刷費	4,725,525
			広告費	935,760
			文具費	678,874
			食糧費	317,336
			休泊費	401,869
			雑費	1,142,250
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		12,000,000	今回計	12,611,895
前回計		0	前回計	0
総 計		12,000,000	総 計	12,611,895

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	902,400 円
	ポスターの作成	1,358,218 円
	計	2,260,618 円

報告書受理年月日	平成23年4月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成23年4月10日執行 三重県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,748,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡野 恵美	所属党派	無所属	期間	平成23年3月12日から	第1回分
出納責任者氏名	加藤 和成				平成23年4月16日まで	

収入				支出	
主たる寄附				人件費	680,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
県民本位のやさしい三重県政をつくる会	政治団体	1,700,057 円		家屋費	83,100
橋本 茂	無職	170,000		選挙事務所費	83,100
後藤 照生	無職	170,000		集会会場費	0
槇岡 剛	無職	170,000			
西川 委久代	無職	170,000		通信費	8,000
				交通費	28,800
				印刷費	1,204,000
				広告費	203,950
				文具費	69,750
				食糧費	102,457
				休泊費	0
				雑費	0
その他の寄附	0件	0			
その他の収入		0			
今回計		2,380,057		今回計	2,380,057
前回計		0		前回計	0
総 計		2,380,057		総 計	2,380,057

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成23年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

三重県選挙管理委員会告示第 70 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

老人ホームの項中

「尾鷲市三木里町 967-1	小規模特別養護老人ホームあさひ」を
「尾鷲市三木里町 967-1	小規模特別養護老人ホームあさひ
尾鷲市大字南浦字古里ノ上 4688 番地 1	小規模特別養護老人ホームあかつき」に改め、
身体障害者支援施設の項中	
「津市大字産品字中之谷 732 番地の 1	身体障害者養護施設心豊苑」を
「津市大字産品字中之谷 732 番地の 1	障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑」に、
「名張市西田原 2000 番地	身体障害者支援施設はなの里」を
「名張市西田原 2000 番地	身体障害者支援施設はなの里
熊野市紀和町板屋 132 番地 2	身体障害者支援施設ケアホーム熊南」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第 71 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
地域政党「津・志民旋風」	藤 岡 和 美	平 野 和 彦	津市久居野村町 372-291	
中 世 古 泉 後 援 会	中 世 古 泉	中 世 古 泉	鳥羽市相差町 37-16	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
社会民主党三重県津支部	会計責任者	鹿 間 智恵子	田 中 清 稔	政党
自由民主党三重県遺族支部	会計責任者	岸 伸 明	若 松 徳 義	政党
自由民主党三重県石油販売業支部	主たる事務所の所在地	津市栄町 2 丁目 209	津市栄町 2 丁目 129	政党
井 上 ひ ろ す け 後 援 会	代表者	井 上 裕 允	西 岡 慎 蔵	
大久保孝栄を応援する会友孝の会	主たる事務所の所在地	熊野市有馬町 5741-1	熊野市木本町 341	
さ さ い 健 司 後 援 会	主たる事務所の所在地	松阪市嬉野中川町 1160	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 168	
鈴 鹿 地 区 薬 剤 師 連 盟	代表者	藤 本 修 嗣	杉 本 守 之	
関 口 省 吾 後 援 会	代表者	関 口 克 己	新 開 輝 行	
関 口 省 吾 後 援 会	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町海山区相賀 787-1	北牟婁郡紀北町海山区相賀 221-3	
全国たばこ販売政治連盟三重県支部	主たる事務所の所在地	志摩市志摩町和具 775-12	津市柳山津興 1535-31	
正 会	主たる事務所の所在地	津市香良洲町 6467-1	津市香良洲町 6204-41	
日本遺族政治連盟三重県本部	会計責任者	岸 伸 明	若 松 徳 義	
日本薬業政治連盟三重県支部	代表者	大喜多 守	東 埜 五 男	
三重県柔道整復師連盟	会計責任者	小 柴 徳太郎	任 田 志 郎	
三重県石油政治連盟	主たる事務所の所在地	津市栄町 2 丁目 209	津市栄町 2 丁目 129	

三重県民社協会（略称 三重民社）	主たる事務所の所在地	津市上浜町 3 丁目 20	津市桜橋 2 丁目 71
未 来 展 望 み え の 会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条 8 丁目 82	津市西丸之内 6-17

三重県選挙管理委員会告示第 72 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

政治団体の名称	解散年月日	備考
中 田 ツ カ オ 住 民 連 合	平成 23 年 4 月 26 日	
ひ ろ み の 会	平成 22 年 12 月 31 日	
藤 島 幸 子 を 励 ま す 会	平成 23 年 3 月 20 日	
森 よ し あ き 後 援 会	平成 23 年 5 月 6 日	

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出並びに同条第 3 項の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤 岡 和 美	市議会議員	地域政党「津・志民旋風」	津市久居野村町 372-291	藤 岡 和 美

2 資金管理団体の異動

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
大久保孝栄	大久保孝栄を応援する会友孝の会	主たる事務所の所在地	熊野市有馬町 5741-1	熊野市木本町 341

3 資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
中 田 悌 夫	市議会議員	中田ツカオ住民連合	鈴鹿市南玉垣町 6145-9	中 田 悌 夫
藤 岡 和 美	市議会議員	藤 岡 和 美 後 援 会	津市久居野村町 372-291	藤 岡 和 美

三重県選挙管理委員会告示第 74 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 21 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

岡村武後援会

報告年月日

平成 23 年 3 月 15 日

1 収入総額	1,454,448 円
前年繰越額	1,453,607 円
本年收入額	841 円
2 支出総額	620,088 円
3 翌年への繰越額	834,360 円
4 収入の内訳	

その他	841 円
1 件 10 万円未満のもの	841 円
5 支出の内訳	
経常経費	78,288 円
事務所費	78,288 円
政治活動費	541,800 円
機関紙誌の発行その他の事業費	541,800 円
宣伝事業費	541,800 円

金子研世後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 金子 研世
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 23 年 3 月 11 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円

亀山医師連盟

報告年月日 平成 23 年 3 月 29 日

1 収入総額	1,391,432 円
前年繰越額	716,791 円
本年收入額	674,641 円
2 支出総額	619,020 円
3 翌年への繰越額	772,412 円
4 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	602,063 円
35 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	72,000 円
三重県医師連盟	72,000 円 津市
その他	578 円
預金利息	578 円
5 支出の内訳	
政治活動費	619,020 円
寄附・交付金	606,000 円
その他の経費	13,020 円

全国旅館政治連盟三重県支部

報告年月日 平成 23 年 3 月 31 日

1 収入総額	2,586 円
前年繰越額	2,586 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	2,586 円

大ちゃん会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柳生 大輔
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 23 年 3 月 29 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

3 翌年への繰越額 0 円

津市政研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 岡村 武
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 23 年 3 月 14 日

1 収入総額 1,097 円
 前年繰越額 1,097 円
 本年收入額 0 円
 2 支出総額 0 円
 3 翌年への繰越額 1,097 円

つばさ会

報告年月日 平成 23 年 2 月 28 日

1 収入総額 246,000 円
 前年繰越額 96,000 円
 本年收入額 150,000 円
 2 支出総額 162,015 円
 3 翌年への繰越額 83,985 円
 4 収入の内訳
 寄附 150,000 円
 個人分 150,000 円
 5 支出の内訳
 政治活動費 162,015 円
 機関紙誌の発行その他の事業費 162,015 円
 宣伝事業費 162,015 円
 6 寄附の内訳
 (個人分)
 尾上 孝代 150,000 円 北牟婁郡紀北町

中西眞喜子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中西眞喜子
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 町議会議員
 報告年月日 平成 23 年 3 月 31 日

1 収入総額 0 円
 前年繰越額 0 円
 本年收入額 0 円
 2 支出総額 0 円
 3 翌年への繰越額 0 円

浜岡裕之後援会

報告年月日 平成 23 年 2 月 21 日

1 収入総額 0 円
 前年繰越額 0 円
 本年收入額 0 円
 2 支出総額 0 円
 3 翌年への繰越額 0 円

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

ひろみの会

報告年月日

平成 23 年 4 月 19 日

1	収入総額	1,163,673 円
	前年繰越額	1,163,673 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	1,163,673 円

三重県選挙管理委員会告示第 76 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 23 年 4 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりました。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘												
政治団体の名称					代表者の氏名			会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地		備考
安 達 正 昭 後 援 会	池 田 耕 司	藤 原 和 弘	松阪市清水町 351									
石 垣 憲 一 後 援 会	石 垣 憲 一	石 垣 壮 士	南牟婁郡紀宝町成川 713-2									
伊 勢 志 民 の 会	山 村 健	今 西 正 行	伊勢市楠部町 143-43									
一 秀 会	北 村 禎 男	嶋 田 善 弘	多気郡多気町土羽 560-1									
出 間 敏 和 を 励 ま す 会	出 間 敏 和	出 間 敏 和	志摩市阿児町鶴方 2263-16									
い と う か ず こ 後 援 会	伊 藤 和 子	伊 藤 富美夫	いなべ市北勢町北中津原 130									
い と う 文 一 後 援 会	柴 田 弥三郎	平 野 昇	桑名市新西方 3-21									
い な べ 市 民 の 会	三 輪 實	葛 巻 和 子	いなべ市大安町丹生川上 665-2									
い ま に し 正 行 後 援 会	今 西 正 行	今 西 笑 美	名張市美旗町池の台西 122									
入江やすしを支援する会草の根会	山 本 和	氏 家 稔 之	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島 375-8									
上 村 ひ で ゆ き 後 援 会	上 村 秀 行	山 本 一 雄	志摩市阿児町国府 2758									
太 田 ま す か ず 後 援 会	太 田 増 一	浜 口 由紀子	津市香良洲町 1586-9									
大西美幸後援会明日の志摩を考 える女性の会「VOICE」	大 西 美 幸	大 西 美 幸	志摩市阿児町鶴方 1352-13									
お く だ 会	奥 田 暎 子	奥 田 新 一	尾鷲市古戸町 1-10									
川 瀬 と し お 後 援 会	片 山 善 紀	松 葉 昌 昭	いなべ市北勢町麻生田 3460-1									
北 山 千 恵 を 支 援 す る 会	七 滝 喜美子	北 山 譲	南牟婁郡紀宝町井田 2388-7									
葛 原 香 積 を 励 ま す 会	葛 原 昇	葛 原 依 代	伊賀市荒木 397									
倉田珠文と町政を語る会	倉 田 珠 文	倉 田 育	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-87									
後 藤 ひ ろ ゆ き 後 援 会	加 藤 真 孝	後 藤 桂 子	津市大谷町 277									
小 森 仁 後 援 会	小 森 仁	小 森 キミ子	志摩市阿児町国府 2934-1									
近 藤 ゆ き ひ ろ 後 援 会	近 藤 正 人	近 藤 正 人	いなべ市藤原町本郷 331-3									
近 藤 よ し の り 後 援 会	近 藤 義 憲	近 藤 濱 子	員弁郡東員町笹尾西 2 丁目 2-8									

櫻井清蔵後援会	田中晴生	福田利弘	亀山市関町新所 1710
水貝一道後援会	和波久敬	水貝美和子	いなべ市員弁町下笠田 1390-1
「政治 in 奉仕活動」ネットワーク	野呂一男	野呂偉都子	松阪市駅部田町 1715-2
高岡英史後援会	森崎喜久男	出口照男	志摩市大王町畔名 114-1
竹野かねゆき後援会	服部浩紀	山本潤	四日市市楠町南五味塚 92
種村正巳後援会	日紫喜進	種村礼子	いなべ市員弁町北金井 1039
田村宗博後援会	黒川正信	山本鉄次	津市河辺町 1777
出口正後援会	出口久一	出口智恵子	いなべ市北勢町中山 3-4
中川幸久後援会	吉川亮	田端伸行	伊勢市御薮町高向 1038
中込さだゆき後援会	中込貞行	中込貞行	三重郡菰野町菰野 1503-1
中田悦生後援会	坪井征男	中田耕太郎	熊野市飛鳥町佐渡 294-1
のろ一男後援会	野呂一男	野呂偉都子	松阪市駅部田町 1715-2
橋本剛匠後援会	中山盛	橋本純	度会郡南伊勢町阿曾浦 345-332
濱口三代和後援会	濱口三代和	濱口三津仁	志摩市志摩町片田 2980
林博己後援会	鶴口享佳	相口博志	松阪市飯高町宮本 549-3
疋田誠後援会	疋田誠	橋本庸吾	志摩市阿児町鶴方 5060
Human Lights みえ	田口忠義	松村伸一	四日市市川原町 18-5
福田かずよし後援会	大田若佐	福田ちづる	志摩市志摩町和具 775-12
前田孝也後援会	岡本昌延	前田真子	伊賀市猪田 530-71
三重政治経済調査会	八木登敏	中田力	三重郡菰野町大字柳 893-24
森口照之後援会	森口照之	東山林雄	志摩市阿児町鶴方 3295-4
森野ひろえ後援会	南毅正	森野建治	伊賀市服部町 331-1
山口英子後援会	小山均	山口佳代	多気郡多気町上出江 853
山下弘後援会	山下弘	山下弘太	志摩市志摩町和具 2244-5
やまびこ会	野地本隆	野地本正勝	南牟婁郡御浜町阿田和 6113-10
山村健後援会	山村健	今西正行	伊勢市楠部町 143-43
若林茂樹後援会	新義雄	桜井克巳	津市美里町穴倉 1900

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 23 年 3 月 7 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
伊賀市西山
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成23年3月25日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
 - 2 作業地域
名張市錦生及び伊賀市河合
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成23年3月25日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
 - 2 作業地域
尾鷲市古江、同市賀田、同市曾根及び同市梶賀
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成23年3月25日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
 - 2 作業地域
北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島
-

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年6月7日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 処分をした年月日
平成23年5月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
立伸工業株式会社 代表取締役 太田 伸一
三重県四日市市万古町2-21
三重県知事（特-18）第10556号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
立伸工業株式会社の代表取締役は、平成19年6月27日に刑法（明治40年法律第45号）第204条の規定による罰金の刑が確定している。

収 用 委 公 告

土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり公示による通知を行います。

平成 23 年 6 月 7 日

三重県収用委員会会長 北 岡 雅 之

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 3 項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務担当部署（三重県津市広明町 13 番地、三重県総務部法務・文書室）に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、受領しないときは、平成 23 年 6 月 27 日の経過をもってその送達があったものとみなされます。

記**1 事件名**

一級河川宮川水系宮川改修工事（左岸：三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内まで、右岸：同市辻久留二丁目地内から同市辻久留三丁目地内まで）に係る裁決申請及び明渡裁決申立事件（第 1 事件、第 2 事件及び第 3 事件）

2 送達すべき書類

平成 23 年 5 月 30 日付けで裁決した裁決書の正本

3 通知を受けるべき者

(1) 住所 不明。ただし、住民票による住所 大阪府大阪市中央区島之内 1 丁目 12 番 22 号 高松島之内ビル 502 号

(2) 氏名 茂谷尊也

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

三重県伊勢市辻久留二丁目 230 番、230 番 1、230 番 2、231 番 1、231 番 2、232 番、234 番、234 番 5 及び 234 番 6

(注) 上記 234 番 5 及び 234 番 6 の土地は、平成 22 年 10 月 26 日付け裁決手続開始決定を代位原因として、三重県伊勢市辻久留二丁目 234 番 2 の土地から分筆されたものです。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 23 年 6 月 7 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 平成 23 年度三重県広域災害・救急医療情報システムの委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部 医療政策室 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
執行役員 第一公共システム事業本部長 佐々木 康志 |
| 5 | 契 約 金 額 | 38,067,855 円（うち消費税額及び地方消費税額 1,812,755 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当 |

正 誤

平成 23 年 5 月 27 日付け三重県公報第 2294 号に登載しました、生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
4	21	若尾こどもクリニック	岩尾こどもクリニック

平成 23 年 5 月 27 日付け三重県公報第 2294 号に登載しました、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
5	下から 9	若尾こどもクリニック	岩尾こどもクリニック

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
